

東大阪市に警報(暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪いずれか一つでも)が発令された場合

上記の件について、下記の要領により対応します。

午前7時現在～【警報】が発令されている場合 ⇒ 学校は臨時休業

午前7時以降に発令された場合は即時同様の対応をとります。

- ①子どもがまだ在宅している場合は、登校させないでください。
 - ②子どもが登校中、又は学校に到着している場合は、安全に配慮して下校させます。
 - ③保護者が不在、又は居住地域に危険の恐れがある場合は、子どもは学校で一時保護します。(教育委員会と連携します)
- ※②、③の場合は、学校より改めての連絡は致しません。「緊急時等家庭連絡票」の内容にて対応します。
「緊急時等家庭連絡票」の内容に変更のある場合は、担任までお知らせください。

注意報のみが発令されている場合は、状況判断に基づき適切な処置を行います。

大規模災害の可能性や被害の状況により、子どもの安全を優先し、学校や教育委員会の判断で臨時措置をとることがあります。

東大阪市に特別警報のいずれか一つでも発令された場合

上記の件について、下記の要領により対応します。

午前7時現在～、【特別警報】が一つでも東大阪市に発令されている場合 ⇒ 学校は臨時休業

午前7時以降に発令された場合は即時同様の対応をとります。

- ①子どもがまだ在宅している場合は、登校させないでください。
- ②子どもが登校中、又は学校に到着している場合は、学校で一時保護します。その後、特別警報が解除された場合においては、屋外の状況などに注意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護するかの対応を取ります。
- ③保護者が不在、又は居住地域に危険の恐れがある場合は、子どもは学校で一時保護します。(教育委員会と連携します)
- ④学校施設の被災、安全管理体制が整わない場合は、子どもの安全を最優先し避難行動をとります。

◎校内の子どもは「緊急時等家庭連絡票」を使い保護者へ引き渡します。お迎えをお願いします。

- ◇このお知らせは、保存版です。家族が見ることができるよう、見やすい位置に貼っていただくなどしてください。
- ◇非常変災時は、交通機関停止・停電・電話不通が考えられます。学校は子どもの安全を最優先に行動します。個別の電話対応には応じません。
- ◇お子様が「学校にいる場合の対応の仕方」に変更がありましたら、速やかに担任までお知らせください。
「緊急時等家庭連絡票」の内容は「台風に伴う対応」とします。(地震や特別警報時の二次災害防止の観点から変更しました)
- ◇留守家庭クラブは本校の対応に準じます。

東大阪市または隣接5市町に震度5弱以上の地震が発生した場合

隣接5市町(大阪市・八尾市・大東市・生駒市・生駒郡平群町)

時間にかかわらず【東大阪市または隣接5市町に震度5弱以上】の地震が発生した場合

⇒ 学校は**臨時休業**

○登校させないでください

在校中に【東大阪市または隣接5市町に震度5弱以上】の地震が発生した場合

⇒子どもについては、学校で一時保護

※学校は東大阪市教育委員会の定める防災体制に基づき、適切な措置をとります。

校舎、校区の被災状況を含め学校施設の安全確認・安全管理体制の確認後、子どもは学校で一時保護します。

- ①原則として「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難、～体育館への避難
 - ・震度4以下の場合、学校施設の安全確認、安全管理体制が整い次第、通常校時に戻します。
 - ・震度5弱以上の場合、在校中の子どもについては、学校で一時保護します。
 - ・保護者引渡しが可能であるかどうか二次災害の危険の有無を確認後「緊急時等家庭連絡票」を使い保護者へ子どもを引き渡します。
 - ・市の避難所配備職員とともに避難者の受け入れ体制を整えます。
- ②学校施設の被災、安全管理体制が整わない場合は、子どもの安全を最優先し避難行動をとります。

◎校内の子どもは「緊急時等家庭連絡票」を使い保護者へ引き渡します…**お迎えをお願いします。**

- ③発生翌日以降の学校再開については、教育委員会から指示がありますので、あらためて連絡いたします。

東大阪または、隣接5市町に震度4以下の地震が発生した場合

○通常通り授業を行うこととしていますが、校舎、校区の被災状況、学校の安全管理体制の状況により学校長判断で臨時休業の場合があります。

東大阪市(楠根中学校校区内の地域)に避難指示・緊急安全確保が発令された場合

上記の件について、下記の要領により対応します。

午前7時現在、【避難指示・緊急安全確保】が発令された場合 ⇒ 学校は**臨時休業**

午前7時以降に発令された場合は即時同様の対応をとります。

- ①子どもがまだ在宅している場合は、登校させないでください。
- ②子どもが登校中、又は学校に到着している場合は、学校で一時保護します。
- ③発令が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護するか対応を取ります。帰宅の場合:保護者のお迎えをお願いします。

◎校内の子どもは「緊急時等家庭連絡票」を使い保護者へ引き渡します…**お迎えをお願いします。**

高齢者等避難が(中学校区内に)発令された場合

○通常の授業を行います。状況判断に基づき適切な措置を取ります。

その他

学校近隣および学校施設火災の場合

- ①学校近隣の火災の場合…状況により通用口の変更をすることも考えられます。
- ②学校施設の火災の場合は緊急適切な措置を取ります。(火災避難訓練の実施)
屋外の状況に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護するかに対応を取ります。

不審者による学校施設が被害を受けた場合

機械警備により、場合によっては被害修復に時間を要する場合があります。学校は校舎などの安全確認や安全管理体制の確認後、警察・教育委員会と連携し早期回復をめざします。臨時的に教室移動をする場合があります。

留守家庭児童育成クラブ（学童）について

- ①平日の場合は原則、楠根小学校の非常変災時対応に準じます。

発令のタイミング	対応
開所まで（前日含む）	閉所
開所中	・開所の継続 ・終了後、安全に十分配慮して帰宅させる。 ※終了時間になっても解除されない場合は、保護者の迎えを待って帰宅。 なお、保護者への連絡は終了時間までに行う。

- ②学校休業日及び長期休業期間中等の場合、小学校の非常変災時対応に準じます。

東大阪に**特別警報**発令・**台風に伴う警報**発令・**震度5弱以上、又は、隣接5市町で震度5弱以上があった場合**

発令のタイミング	対応	
午前7：00現在 発令されている場合	臨時休業	
午前7時以降に 発令された場合	在宅中	来所中止
	在所中・登所中	学校のマニュアルに基づき安全に配慮し「保護者不在、通学路及び居住地域に危険が予想される場合は学童で待機」又は「帰宅」

学校給食について

臨時休校の場合 ⇒ **学校給食はありません。**

午前8時30分以降に【特別警報】や【警報】が発令された場合

◇学校は防災体制に基づき、校舎などの安全確認や安全管理体制の確認後、児童の下校時間により、学校給食を「中止」「実施」又は「一部実施」するかどうか、学校長が状況をみて判断します。

校支援

(Smart School Web スマートスクールウェブ)

メールにて保護者のみなさまに情報発信します。

- ・ 流感等による突発的な休校や学級閉鎖にかかわる情報発信。
- ・ 警報発令時などによる臨時休校の連絡や登下校の時間に関わる情報発信。
- ・ 天候による学校行事（運動会、遠足等）の中止・延期関わる情報発信や不審者情報発信。
- ・ PTA 会議等の案内及び連絡などの情報発信。
- ・ その他

※申し込みは、別紙様式にてお渡します。
※全家庭の保護者1名以上の登録をお願いします。

楠根小学校防災マニュアル 簡略図

詳細は必ず表面をご覧ください

東大阪市に警報が発令された場合

学校は臨時休業

児童が学校にいる場合は、集団下校します。留守家庭の場合は学校で保護します

「緊急時等家庭連絡票」にて学校は対応します

東大阪市に特別警報が発令された場合

東大阪市に震度5弱以上の地震が発生した場合

東大阪市に避難指示・緊急安全確保が発令された場合

学校は臨時休業

児童が学校にいる場合は、学校で保護します

◎校内の子どもは「緊急時等家庭連絡票」を使い

保護者や保護者代理人へ引き渡します。

お迎えをお願いします。

楠根中学校・楠根小学校・楠根東小学校は避難所です

06-6745-1991 06-6745-7001 06-6745-0057

東大阪市防災マップやハザードマップを参考に、児童とともにご覧いただき、緊急時に役立てるようにしましょう。